慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	塩田庄兵衛編 幸徳秋水の日記と書簡
Sub Title	
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.7 (1955. 7) ,p.555(57)- 559(61)
JaLC DOI	10.14991/001.19550701-0057
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550701-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

それらに照應するところの、封建的土地所有の、農民的土地所有および近代地主的土地所有への轉化を、いいかえれば資本主義的生産に適應する土地所有制度の成立過程を包藏している」（八三―四頁）というとき、そこには、封建的自然經濟――→單純商品經濟――→資本主義的商品經濟というシェーマに照應せしめて、封建的土地所有――→農民的土地所有――→近代的土地所有といつた系列が考えられ、過度的地代形態をもつて、封建的でもなく近代的でもない、いわゆる「過度的地代範疇」となす想定が存在しているのではなかろうか？　九二―三頁の敍述は、そのことを論證しているもののように思われる。

ところで、舊著「農業經濟論」にはない、新たにつけ加えられた第二篇の「第二章地代概說――土地所有と地代」において、封建社會においては「土地の所有が直接的生産者（隸農など）から不拂剰餘勞働を汲み上げる特殊的經濟形態が、支配、從屬の社會關係を規定した」（一五五頁）ことに注目し、「土地所有は本來封建的範疇である」（同上）ことを强調していることは卓見というべきである。しかし、かかる本來封建的範疇である土地所有が「近代的土地所有」へ轉化する契機及び轉化したことのメルクマールが何であるかについては必ずしも明確にされているとは言えない。土地所有そのものが封建的範疇だというとき、それが價値法則によることなく收奪する物質的基礎たるが故である、とわれわれは考える。「價値法則の支配」との關係を明らかにすることなく、土地所有は「本來的には封建的範疇である」（二〇〇頁）といい、「歷史的には近代的土地所有――（近代的）地代は、封建的土地所有――（封建的）地代の傳承である」（同上）ということは無媒介的論理といわねばならぬのではなかろうか？

ついでに、氏の獨占地代論に關連して一言するならば、氏は「獨占利潤（そしてまた獨占價格）は、その發生限界を價値生産にもつている」（一八五頁）とされているのであるが、單なる「獨占利潤」とは區別された「最大限利潤の法則」が云々されている現在、それとの關連及び差別性が明らかにさるべきことをもとめることは無理であろうか？

三

以上、若干の疑問點を指摘したのであるが、本書を貫ぬく基本的な考え方は、地代については「社會的總剰餘價値の分配部分としての地代は、差額地代たると絶對地代たるとを問わず、その實現（流通）領域に關連する」（一〇九頁）としてあらわれ、差額地代の源泉を「社會的總剰餘價値（平均利潤）からの削減に歸著」（一八四頁）せしめ、市場價値については、それを生産價格とともに、「價値の實現ないし流通部面における範疇」（一二六頁）とし、市場價値は單に、「個別的價値が、市場における競爭を媒介にして、……均衡化される結果」（一一六頁）としてしか把握されず、從つて、「差額地代の問題は、これを社會全體に關連する實現の問題として解決してよい」（同上）ということのうちにあらわれている。かかる考え方は、農業における資本關係を第一次的關係とし土地所有關係を第二次的關係とすることであり、土地及び土地所有の關係を分配關係に局限しようとすることである。だが、資本關係と土地所有關係は第一次的關係と第二次的關係としてではなく、土地所有關係によつて農業における基本的生産關係＝資本關係が如何に歪曲されるか、という問題として把握されなければならなかつたのである。土地所有關係を分配關係に矮小化しようとする考え方は、「地代の根源的形態としての剰餘價値が、いかようにして資本の生産過程において、勞働者によつて創造せられるかという問題については、理論經濟學がすでにその生産論においてこれを明らかにしたところである。農業において生産される剰餘價値も、それが剰餘價値一般たるかぎりにおいては、その一般的性質と、生産の機構の本性とを、すでに理論經濟學の生産論によつて解明されている」（六三頁）といい、從つて、「とにかくわれわれは、農業における剰餘價値生産の說明は、ひとまずこれを理論經濟學から受けつげばよいわけである。農業經濟學において、まず明らかにしなければならないのは、かかる農業における剰餘價値の一部分が、いかにして恒久的に超過利潤に固定化し、地代化するかを說明することである」（六四頁）と言つていることのうちにも明らかであるが、かかる考え方は、農業恐慌論においては「農業恐慌論の課題を、農業恐慌の必然性ないし原因を論證することにではなく、恐慌が農業において發現する特殊な形態を分析し、解明することにおく」（大内力「農業恐慌」二〇三頁）大内氏流の農業恐慌論に結びつくものである。本書が「農業經濟學原理」と銘打たれ乍ら、農業恐慌論について何らふれることのないのは、實に、そのような考え方に基づくものであつたのではなかろうか。

（A5判、二六〇頁、日本評論社、昭和三〇年三月二五日、定價三五〇圓）

（常盤　政治）

書評及び紹介

臨田庄兵衛編『幸德秋水の日記と書簡』

歷史を讀んでみると、革命家とか、社會改革者とか呼ばれている人々は、受難と不遇のうちに、夢と希望を未來に托しながら、死んでいつた人々が大部分である。その不屈の闘志と革命への情熱は、これらの人々が書き遺したもののひとつひとつにしみこんでおり、讀む者の心に惻々としてせまつてくる。革命家といえば、われわれはただちに、超人的な精力と勇氣、冷靜な判斷力、そして鐵のようにかたい意志をかねそなえた人としてのイデアをつくり上げる。なるほど、上にあげたような能力は、すべて革命家になくてはならないものではあろうが、しかしこれらは、實に革命家たる者の表面の姿にすぎない。革命家もまた人間である。それゆえ普通の人と同じように、惱み苦しみそして喜びを感ずるのは不思議ではない。いや革命家なればこそ、喜びも悲しみも、そしてまた憤りも、そのするどい感受性のゆえにはげしいのかもしれない。從つて革命家が、戀にもだえ愛に惱み、更に死をおそれたとしても、それは、もつとも自然な人間性の流露であるといわなければならない。なぜなら、すぐれた革命家とは、何よりもすぐれて人間的であるはずだからである。

明治四十三年五月末、幸德秋水は、明治天皇暗殺の陰謀、いわゆる大逆事件の主謀者という理由で、管野須賀子、新村忠雄、宮下太

吉などとともに檢擧され、翌四十五年一月二十四日、幸德以下十二名は死刑に處せられたのであつた。この事件の眞相については、すでに多くの人々によつて究明されており、少くとも、幸德自身はこの事件には直接關係はなかつたようで、いわゆる無實の罪をきせられて犧牲者となつたといわれる。幸德だけではない、これらの大部分の人々は、非道な專制政治のもとに、生きる權利をうばわれ、うらみを千載にのこして死んでいつたことを、われわれは忘れるべきではない。

ここにとりあげた鹽田氏の編集による「幸德秋水の日記と書簡」は、彼の若い頃から死刑に處せられるまでの日記と書簡とを集めたものであり、革命家としての秋水、人間味あふれる秋水の面目を躍如たらしめるものがある。わたくしはここで、秋水がその肉親や親戚、或は友人や愛人などにあてた書簡によつて、革命家秋水の、いかにも人間的な側面をうきぼりにしてみたいと思う。

この書簡をよく讀んでみると、明治四十三年年五月、檢擧された當時の秋水の胸の中には、大體つぎのような三つの苦惱とも云うべきものがあつたように思われる。すなわち、第一に、明治三十八年の日露戰爭によつて、日本の資本主義は、はやくもその短い青春時代を終えて帝國主義的なきざしを示しはじめ、そのために、一切の社會主義運動は治安警察法によつて、はげしく彈壓され、ますますきびしい壓迫が、社會主義者に加えられつつあつた。このむづかしい狀勢をいかにしてきりぬけ、社會主義運動を展開してゆくかということ、そして第二には、經濟的な問題である。すでに明治四十年には、日刊平民新聞も禁止され、言論活動も極度に制限されて生活も次第に苦しくなつていたらしい。あまつさえ病弱な身には、同志間の對立や感情的なもつれのために、次第に弱體化してゆく組織と官憲の壓力によつて、非常に苦しい立場にあつたのではないかと思われる。しかもその上に秋水にはもうひとつの大きな惱みがあつた。同志管野須賀子との戀愛であつた。以上のような公私の苦悶が當時の秋水を惱ましていたことは、その書簡から、充分うかがい知られるであろう。松本須賀子（秋水の姉）にあてた明治四十二年二月十四日付けの手紙には、

「御端書拜見。兼て御通知申上た如く、小生の門前には今尙ほ四名の探偵が付て居ます。迫害は益々烈しくて郵便物すら不安です。書物禁止の結果、署名人の書生は來三月四日公判に付せらるゝ筈です。……社會黨の婦人連も矢張、尾行巡査をつけられていますが、千代はまだ遁れて居ます。しかしこのまゝにゆけば、今に札付の革命婦人として、一番先に引はられる運命を持つて居ます……」（二九一頁）と書いているように、その壓迫のきびしさは、およそ想像のほかであつたのだ。しかしこのいわば糟糠の妻とも云うべき千代と離別して、同志管野須賀子と同棲生活に入つたということは、かつて須賀子が、秋水の同志、荒畑寒村の妻であつたという事情から、同志や友人や肉親から、色々と非難が加えられ、忠告もうけたのだが、とりわけ母の多治から、「あまり人に笑はれぬようにせよ」とさとされたことが、親孝行の秋水の心を痛めたらしく、明治四十二年九月十九日付の母にあてた手紙には、つぎのような文句が見られる。「……私が社會主義の運動で、世間の利口な人から笑われて居ることは、今にはじまつたことではないので、無論笑われもする、罰金もとられる、監獄にも這入る、後には命までなくすることは、兼て親悟の上でやつて居ることで、今更笑はれることがこわくてやめるわけには參りません。……母上樣の御こゝろになつて見れば、世間の物笑ひになるのは嘸ぞくやしいことでしやうと御察し申しても居ますが、こんな不幸な子が出來たのも何かの因緣と思し召して御あきらめ下さるやう願ひます……」と（三一二頁）。

また妻千代の離別と管野須賀子との戀愛については、やはり同じ書簡のなかで、「母上樣にはまだ詳しく申し上げませんでしたが、實はお千代を離緣したのは、只だ政府の迫害や、姉さんの干涉があつたばかりでなく、何年來二人の間が面白くない、いつまでも誠の情愛が出ないから左ういふことに決したので……此事は離緣の時にお千代にも十分いひきかせて置きました。お千代の氣質が私とは合わない、うそばかりいふので面白くないから、是れまで幾度も離緣しやうとしたことは、母上樣も御承知のことと思ひます……」と。また、「夫で管野の方は戸籍とか何とか面倒なことは無用ですから此儘で同居します。同人はお千代のやうに、つくりかざりもなく、おせじもないのですけれど、主義の爲めにも家事の爲めにも、まじめで熱心に働いてくれるし、私の身の上も私の考へも能くわかつてゐるようですから、今では圓滿幸福にくらして居ます」と（三一五―三一六頁）。そしてまた秋水は當時管野須賀子とともに七百圓という巨額の罰金を課せられて苦しんでおり、やむなく幸德駒太郎やその他の人々にあてて苦しい胸のうちを訴え、土地財產を處分してくれるよう依頼しているが、はげしい壓迫と彈壓によつて同志は次第に離れて孤立していつたようである。「私もモウ長い命ではありません。榮耀をのぞむ氣もありませんから、矢張少しでも世の中の爲めになることをして死ぬつもりですから御あきらめをねがひます」という、半ばあきらめにも似た母への手紙のなかには、革命的な情熱というよりは、東洋的な宿命觀が讀みとれるであろう。

このようにして、極度の窮乏と彈壓にもめげず革命運動に生きぬこうとした秋水は、古い結婚生活に失望を感じて、新しい戀愛に歡喜の泉を見出したかというに、必ずしもそうではなかつたようである。明治四十三年五月二日、相州湯河原天野屋方から、かつての妻、師岡千代子にあてた手紙には、つぎのように書かれている。「考へれば隨分御身にも心配をかけ苦勞もかけ候へば、力の及ぶ限りは御身の幸福をと心掛け居候。就ては今日の御身の健康狀態、大阪東京の生活の便益や居心地其他の都合御報可被下候……管野とも是迄同棲致候へども、いろいろの事情都合これあり手をきる事に致申候」と（三三一―二頁）。この一節のなかには、一旦は別れてみたものの、やはり現在の戀人よりも昔の妻にひかれてゆく凡人秋水、革命家としてではなく、ありふれた惱める男のありのままの姿を見ることができないだろうか。つまり秋水は、編者鹽田氏がその解說で指摘されているように、しばらく管野と同棲ののち、別れて再び千代子と復緣をはかつていた矢先きに、大逆事件の檢擧にあつたもののようである。

再び編者の言葉をかりるならば、およそ獄中からの書簡には、ひとを感動させるものが多いが、秋水の場合にはとくにその感が深いものがある。しかし獄中で、彼が友人や肉親にあてた多くの書簡のほかに、ひとつの重要な書きものがある。それはこの本には、編者

により、「獄中より暴力革命を論ず」と名づけられている。磯部、花井、今村の三辯護士にあてた書簡の形式をとつてはいるが、おそらくこれは秋水が心血をそそいで書きつづつたものであり、革命運動の正しい意義を明らかにして、暴力的な國家權力に對するはげしい憤りと憎しみとがこめられている。それは半世紀もたつた今日、われわれが讀んでみても、實に堂々たる論文であり、その理論の明快なること、その筆致の流麗なることは注目に値する。それゆえ、當時朝日新聞にいた詩人石川啄木も、ひそかにこれを讀んで、大きな感動をうけたのであつた（岩波版啄木全集第十卷を參照）。この論文では、政府の宣傳する暴力革命なるものが、社會主義運動を彈壓するための口實であることを鋭く指摘し、更にまた裁判というものが、公平周到であることを期待されるにかかわらず、いわゆる檢事の聞取書および調書がどんなに眞實を歪曲しがちであるか、これによつて被告の運命が決せられることは、不當であることを訴えている。いまここでは、この論文についてくわしくふれる餘裕はないが、これを讀めばわれわれは、すぐれた革命的な思想家としての、彼の反面を知ることができるであろう。

大逆事件のために、明治四十三年五月、投獄されたのち秋水は、病弱な軀をおして讀書に耽り、とくに英語やフランス語の書籍を讀みその合間には、友人知己や肉親にあてて手紙を書いたり、詩をつくつたりして、最初は割合にのんきにすごしていたようである。ところが判決が下つて、死刑が確定して動かぬものとなつたとき、かねて覺悟していたところとは云え、彼の心境も次第に悲壯なものとなつていつた。なかでも明治四十四年一月一日、堺利彦にあてた秋水の書簡は、人間としての彼の赤裸々な姿を、遺憾なく發揮せしめたものであり、讀む者の心をはげしくゆすぶらずにはおかないであろう。少し長くなるが、わたくしはその書簡を引用して、この紹介の末尾を飾りたいと思う。

「愈々四十四年の一月一日だ。鐵格子を見上げると青い空が見える。天氣が好いので世間は嘸ぞ賑かだらう。火の氣のない監房は依然として陰氣だ。疊も衣服も鐵の如く凍つて居る。毛布を膝に卷て蹲まり、今は世に亡き母を懷ふ。母の死は僕に取ては寧ろ意外ではなかつた。意外でないだけに猶ほ苦しい。去十一月末、君が伴うて面會に來た時に、思ふ儘に泣きもし語りもしてくれたなら、左程にも無つたらうが、一滴の涙も落さぬ迄に耐へて居た辛らさは、非常に骨身に徹へたに違ひない。イクラ氣丈でも歸國すれば屹度重病になるだらうと察して日夜に案して居たのは先頃申上げた通りだ。廿八日の正午の休憩時間に法廷の片隅で花井君や今村君が氣の毒さうな顏して、告げ知らせてくれた時は、扨こそと思つたきりで、ドンナ返事をしたか覺えぬ位だ。嘸ぞ見苦しかつたであらう。假監へ降りて來て辨當箱を取上げると、急に胸が迫つて來て數滴の熱涙が粥の上に落ちた。僕は始終粥ばかり食てる。君も知てる通り、最後の別れの折に、モウお目にかゝれぬかも知れませんと僕が云ふと、私もさう思つて來たのだよと答へた。ドウかおからだを御大切にといふと、お前もしつかりしてお出で、と言捨てゝ立去られた音容が、今もアリ〳〵と目に浮んで來る。考えて居ると涙が止らぬ。其後僕が餘り氣遣ふもんだから、いつも健康だ〳〵と言て來た。計報の來る二三日前に受取た手紙も、代筆ではあつたが『お前の前途を見屆けぬ中は病氣なぞにはならぬから、ソンナことを心配せずと本を讀んだり詩を作つたりして樂しんで居なさい』と書いてあつた。僕もマー病氣も出なかつた歟と喜んで居た時だから、若しや又自殺ではないかといふ疑ひがムラ〳〵と起つたのだ……萬一ホントに自殺したのなら其理由は一つある。即ち僕をしてセメてのも最後を潔くせしめたい、生殘る母に心をひかされて女々しく未練らしい態度に出でないやうにとの慈愛の極に外ならないのだ。此理由に於ては或は双に伏すことも樂を仰くことも爲しかねない氣質であつた。母の生家は鄕士だか庄屋だかの家で、其父即ち僕の外祖父は可なり學問のある醫師であつた。十七才にして僕の家に嫁し、三十三才にして寡婦となり、殘された十三と五つの女の子、七つと二つの男の子の、四人の可憐な者の爲めに、固く再醮の勸めを拒んで、四十年間犧牲の生涯を送つたのだといふ。其時の二才の子が即ち天下第一不孝の兒たる僕なのだ。ア、何事も運命なのだ。悔て及ばぬことに心を苦しめ身體を損ふのは、最後まで僕をアベコベに慰め勵ましてくれた母の志にも背くのだから、力めて忘れやう〳〵として居る。が語るに友なき獄窓の下にボツ然として居る身には、兎もすれば胸を衝て來る……」と（三七一―三七二頁）。

以上わたくしは、秋水の書簡のなかに、革命家としての秋水、そしてまた人間としての秋水をさぐつてみた。鹽田氏の編集になるこの書の至るところに、讀者は、溫い人間味あふれる彼の面影を偲ぶことができるであろう。最後に、長年の苦心の結果、この大切な資料を蒐集されてまとめられた編者、都立大學助教授鹽田庄兵衞氏の努力と學問的な情熱に對し、心からの敬意を表するものである。なお、この書の前半の部分、すなわち、後のかたみ、時至錄、渡米日記、病間放語については、紙數の關係上割愛してふれず、もつぱら大逆事件を中心とする書簡だけに限定したことについては、讀者諸子の寛容をお願い致す次第である。（一九五四年一一月三〇日、未來社、七〇〇圓）

（飯田　鼎）

N・H・エングル著
『配給における費用と利潤』

“Cost and Profits in Marketing” By N. H. Engle, (The Annals of the American Academy of Political and Social Science, Vol. 209, May 1940, pp. 122～132)

配給費に關する研究は既に今日まで少なからず發表せられて來ており、或る意味においては此の問題は配給組織論の中心課題でもあつたのであるが、このことは此の學問の成立事情そのものと直接的に關聯することがらなのである。即ち配給組織論の抑々の成立は、第一次世界大戰直後の世界恐慌が一般的な販賣の停滯と云う形をとつて現象するに及んで、從來殆んどかえりみられることのなかつた流通機構乃至配給組織が批判的分析の對象としてとり上げられるに至つたことに求められるのであるが、その場合初期の配給理論家の如く世界恐慌にもとづく販賣停滯の原因を流通過程の中に見出そうとする限り、當然配給組織の吟味が必要となり、配給費用の節約に